解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年二月二十四日開催の社員総会の決議により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

大分市府内町三丁目五番七号

社団法人大分県漁業海洋文化振興協会

代表清算人　山本　勇

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十四年三月二十二日、山形県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

山形県最上郡真室川町大字新町一二七番の五

真室川町土地開発公社

清算人　新田　隆治

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年四月十日埼玉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

埼玉県鴻巣市すみれ野一四番地六

鴻巣市三ツ木土地区画整理組合

代表清算人　篠崎　初夫

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

東京都港区台場二丁目三番五号

財団法人太平洋セメント奨学会

清算人　藤井　秀樹

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

神奈川県相模原市緑区名倉二八〇〇番地八

特定非営利活動法人藤野シュタイナー高等学園

清算人　青山　英徳

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月二十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

神奈川県横浜市磯子区中原一丁目一番二八号

社団法人神奈川県労働総合センター

代表清算人　佐藤　潔

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年三月四日開催の総会の決議及び岐阜県知事の認可により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

岐阜県加茂郡白川町坂ノ東六〇七一番地

加茂養鯉漁業協同組合

代表清算人　杉山　昌数

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月二十六日開催の臨時社員総会の決議により、平成二十四年三月一日三重県知事の認可を受け平成二十四年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

三重県桑名市寿町三丁目一一番地

医療法人山本総合病院

清算人　栗田　秋生

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

京都市上京区烏丸通上立売通下ル御所八幡町一一〇番地

財団法人京都市交通事業振興公社

代表清算人　出口　博一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の定めの満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

京都市伏見区深草籔之内町伏見稲荷大社内

財団法人伏見稲荷大社講務本庁

代表清算人　中村　陽一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

徳島県阿波市市場町尾開字日吉四一五番地

財団法人阿波市金清自然環境活用センター協会

清算人　森本　哲生

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

高知県吾川郡仁淀川町森二五七一番地

財団法人仁淀川町仁淀開発公社

代表清算人　片岡　廣秋

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十一月三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

福岡県中間市中央五丁目一〇番一七号

特定非営利活動法人中間福祉作業所

清算人　髙木　利太

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為に定めた解散事由の発生により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

北九州市小倉南区大字新道寺一四九番地の一

財団法人竜光会

代表清算人　深川　信教

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為に定めた解散事由の発生により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

北九州市小倉北区三萩野一丁目一二番二四号

財団法人片野会

代表清算人　久保田　勝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十一月二十五日開催の臨時総会の決議により解散し、平成二十三年十二月十六日に主務官庁の解散の許可を得ています。

当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

群馬県前橋市紅雲町一丁目七番一二号

社団法人群馬県冷凍設備保安協会

代表清算人　中西　保